# 令和4年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

### 特定事業主名: 刈谷市

### 1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	72.7%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	86.5%
全職員	58.5%

#### 2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

\* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で 定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

## (1) 役職段階別

BA DATA HARA	
役職段階	男女の給与の差異
	(男性の給与に対する女性の給与の割合)
部局長・次長相当職	93.6%
課長相当職	94.2%
課長補佐相当職	96.5%
係長相当職	94.7%

# (2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
3 6年以上	77.9%
31~35年	85.4%
26~30年	86.4%
21~25年	82.0%
16~20年	75.7%
11~15年	78.6%
6~10年	84.5%
1~5年	87.7%

#### 【説明欄】

- ・会計年度任用職員のうち、パートタイム会計年度任用職員については、職員数を勤務形態に応じて換算している。(例:勤務形態 週 18 時間 00 分→0.46 人換算)
- ・相対的に給与水準が低い会計年度任用職員のうち、92.3%が女性職員であり、全職員で比較すると男女の給与の差異が大きくなっている。
- ・扶養手当について、世帯主となっている男性職員に支給している場合が多く、扶養手当の受給者に占める男性職員の割合は、90.5%である。
- \* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。